

令和7年 2月 7日

医学科 4年次生 各位

学務課

学術交流協定に基づく交換留学生（臨床実習）の募集について

医学科 5 - 6年次の選択臨床実習（臨床医学Ⅱ）における学術交流協定校等への短期留学生（臨床実習）について、下記のとおり募集を行う。

記

資格：TOEIC (L&R) 720点もしくはCEFR B2以上の語学力を有すること。

※応募締切時までに上記資格を満たすこと（締切後に結果が判明する試験等での申請は、一切受け付けない。ただし、令和7年4月20日（日）実施のTOEIC (L&R) については、応募締切後でも証明書提出可とする。受験する者は必ず事前連絡のうえ、5月9日（金）の結果発表後、至急提出すること）。

※CEFR B2以上に該当するかの判定は、別紙1の「英語資格試験換算表」を確認すること。

※検定試験の認定証書または合格証書の発行日が応募締切日から過去2年以内のもの（3年次のTOEIC 団体受験時のスコアを含む）を有効とする。参考資料として、1年次及び3年次のTOEIC 団体受験時のスコアを提出すること。

※上記英語資格の他、フライブルク大学医学部及びデュッセルドルフ大学の内科系診療科を希望する場合は、別紙1の「ドイツ語資格試験」に記載された基準を満たすいずれかの資格を併せて取得していること。

実習期間：1大学当たり2、4、6、8週間のいずれか

※ただし、実習先の都合により変更する可能性がある。

実習場所及び派遣可能人数：

<学術交流協定校>

中国医科大学（中国）	1名以内
上海交通大学医学院（中国）	2名以内
广西医科大学（中国）	3名以内
桂林医学院（中国）	3名以内
台北医学大学医学部（台湾）	3名以内
慶北大学校医科大学（韓国）	3名以内
ビャウイストク医科大学（ポーランド）	2名以内
ワルシャワ医科大学（ポーランド）	3名以内
フライブルク大学医学部（ドイツ）	3名以内
デュッセルドルフ大学（ドイツ）	3名以内
タマサート大学チュラポーン国際医学部	3名以内

※タマサート大学は、原則見学（オブザーベーション）での参加のみとし、1診療科につき2週間を上限とする。

<学術交流協定校以外>

ミシガン大学（米国）<家庭医のみ（2週間）> 2名以内

※別紙2の応募条件を満たすこと。

ボルドー大学病院（フランス）＜整形外科（2週間又は4週間）＞2名以内
シンガポール国立大学（シンガポール）＜整形外科（2週間又は4週間）＞2名以内

【備考】

- ・併願の可否については、別紙3を確認すること。
- ・2つの協定校での実習を申請（希望調査票に記入すること）も可能だが、選考では第一希望の大学についてのみ選考を行う。第二希望以下の大学は、定員以上の応募があった場合は他の学生が優先されるため、定員に空きがある場合に限り、選考対象となる。
- ・後日募集予定の「英国大学医学部における臨床実習のための短期留学」への併願の有無は、協定校での選考には影響しないものとする。ただし、協定校と英国ともに選考を通過した場合に辞退することは認めない。
- ・IFMSA 臨床交換留学制度を利用しての留学を申請している者は、本応募への応募は不可とする（併願不可）。
- ・異なる診療科を2週間単位で希望することも可能である。また、希望調査票には希望診療科を第三希望まで記入すること（必ずしも希望通りになるとは限らない）

応募方法：添付の希望調査票を記入のうえ、英文履歴書・英文志望理由書及びTOEIC等の語学力証明書（写）を添付し、メールで提出する。

※語学力証明書（写）などの書類は、応募締切までに条件を満たすものを提出すること。締切後の提出は、一切認めない（ただし、令和7年4月20日（日）実施のTOEIC（L&R）については、応募締切後でも証明書提出可とする。受験する者は必ず事前連絡のうえ、5月9日（金）の結果発表後、至急提出すること）。

応募先：学務課教務係（メール：kyoumu@hama-med.ac.jp）

応募締切：令和7年4月30日（水）17時

選考：書類審査、面接、及び共用試験CBT成績により行う（面接日程は後日連絡）。
※審査においてはTOEIC成績が最も重要視される。そのため、団体受験以外で受験したスコアを提出してもよい。
※過去の学生生活全般での問題行動等の有無についても選考の基準とする。

単位認定：留学前に、単位認定を行う担当教員（臨床実習先の診療科に対応する本学の講座等の筆頭教員）と相談し、留学先での到達目標を決め、指定申請書を学務課に提出する。帰国後、到達目標に対する学修成果を報告書にまとめ、実習評価表及び実習修了証明書と併せて、学務課に提出する。報告書及び学務課から留学先へ記入を依頼する実習評価表によって成績が評価され、単位を認定する。

費用：自己負担（ただし「学術交流協定校」への留学の場合については、留学先の授業料は徴収しない）。
支援金として8万円を支給予定。

※海外派遣決定後、国際化推進センターが主催する英語指導(英語による症例発表練習等)に必ず参加すること。不参加の場合、大学からの支援金は支給しない。

【2026年度日本学生支援機構海外留学支援制度への申請について】

「学術交流協定校」への留学については、以下の《要件》を満たす場合、本学からの支援金とは別に日本学生支援機構の海外留学支援制度奨学金が適用される可能性がある。奨学金の適用を検討する場合は、以下の《要件》を確認した上で実習先・実習期間・実習時期を決定すること（推奨）。

《要件》

- ・「学術交流協定校」での実習であること
- ・留学の開始時期が令和8年4月1日以降であること
- ・留学期間が31日以上であること（6週間又は8週間のみが対象）
- ・対象者の在籍大学における学業成績が優秀で人物等に優れており、成績評価係数が2.30/3.00以上であること（2024年度時点、変更の可能性あり）。
- ・経済的理由により、自費のみでの参加が困難であること。

※当制度は、予め本学臨床実習が対象事業として採択された場合に限り、奨学金への申請が可能となる（採択結果は、2026年1月以降に判明する）。

※本学臨床実習が採択され、かつ上記の要件を満たす者については奨学金の申請が可能となるため、本制度への申請を希望する場合は《要件》を満たすことを考慮して希望内容等を決定すること。なお、留学開始時期は学内選考完了後に確認するため、現時点での記載は不要である。また、奨学金を実際に支給されることとなった場合は、大学からの依頼とは別に報告書、アンケート等の回答が必要になる。

※採用された場合の奨学金は、留学地域により異なるが月額6～10万円（2025年度実績）となっている。また、一定の基準を満たすものは渡航支援金が別途支給される。本制度の詳細は以下URL先に記載されているため、申請を希望する学生は必ず確認すること（2026年度募集の詳細は、2025年9月頃発表される）。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

その他：

- 選考の結果に関わらず、派遣先の都合や治安情勢等により留学できない、または派遣先の変更を依頼する場合がある。
- 派遣先の都合等により、希望の期間・診療科での実習とならない場合がある。期間や診療科は変更となる可能性があることを理解した上で申し込むこと。また、海外臨床実習を選択した場合、本学実習スケジュールの関係で選択臨床実習期間に各自で選択できる休みの週（空きターム）を大学側で指定する場合がある。
- 留学中は、緊急連絡先として海外でも利用できる携帯電話を所持すること。
- 現地で実習中の事故に備えた学研災保険及び往復の旅程や滞在中の事故等に備え、学研災付帯海外旅行保険（大学指定のもの）及び危機管理サービス OSSMA への加入を必須とする。
- 帰国後は毎年6～7月に開催される報告会等にて学修成果を報告すること。また、別途大学で発行している News Letter やその他パンフレット等への寄稿を依頼する場合がある。
- 派遣先や期間によっては、査証（渡航目的に沿って確認）や電子渡航

認証が必要になる。自己手配になるため、各自大使館等公式 HP で確認すること。

【問い合わせ先】

学務課教務係 (kyoumu@hama-med.ac.jp)

学務課留学生係 (kokusai@hama-med.ac.jp)